



今回も、前回に引き続き介護保険料関係について解説していきます。

★★新たに見直した介護保険料は、本徴収から採用されます。★★

本年度から65歳以上の人(第1号被保険者)に係る介護保険料が見直されたことについては、広報「おおさき」等を通じてお知らせしてきましたが、その改定後の介護保険料が反映される納期は、4月からではなく10月以降の本徴収からになります。これは、年度始めの4月の段階では当該年度の介護保険料を算定するための基礎となる前年の所得が確定しておらず、前年の所得が確定する6月以降に、その所得に応じた年額保険料を決めることになっているからです。

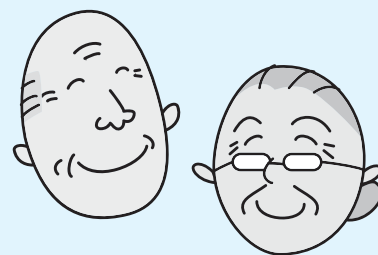
仮徴収と本徴収

4月	6月	8月	10月	12月	2月
← 仮徴収 →			← 本徴収 →		
<p>○仮徴収…本年度の年額保険料は、前年の所得などをもとに確定しますが、その年額保険料が確定するまでの期間は、暫定的に前年度2月分(普通徴収の場合は12月分)の保険料と同じ金額を納めていただきます。</p>			<p>○本徴収…年額保険料が決定したら、そこから仮徴収分(4月、6月及び8月徴収分)を差し引いた残額を10月、12月、2月の3期にわけて納めていただくこととなります。今回見直された保険料の年間差額分も半期に振り分けられることになります。</p>		

年度の途中で65歳になる人の保険料

65歳になる月(1日が誕生日の場合はその前月)分から第1号被保険者分の保険料を納めていただきます。この場合、すぐに年金からの天引きにはなりません。納付書が送られてきますので、指定の金融機関などで納めることとなります。もちろん、64歳までの第2号被保険者分の保険料とは重複いたしません。

- * 納付書で納めている人で、年額18万円以上の老齢・退職(基礎)年金を受給している人は、翌年度の10月分から、自動的に年金からの天引き(特別徴収)となります。
- * 老齢・退職(基礎)年金受給者が、毎年誕生日のある月に提出する現況届を出さないと、納付書で納めることになってしまい、手続きが大変になります。必ず提出しましょう。



便利な口座振替で納め忘れなし

普通徴収の方で、「時間がなくて…」 「つい忘れて…」
そんな人におすすめなのが口座振替です。

保険料は金融機関などから自動的に振り替えられるため、納めにいく手間が省け、納め忘れもなくなります。

* 手続き

指定の金融機関などに、通帳届出印、通帳、納付書を持参して窓口で申し込んでください。

